

## エネルギー政策に関する決議(主として原子力発電に関連して)

- 1 昨年(2011年)3月11日に発生した東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の苛酷事故は、原子力発電は未成熟の技術であり、ひとたび事故が起きれば取り返しのつかない災禍をもたらすことを明らかにし、原発なくせの声が全国に広がった。

こうした中、昨年6月に開かれた青年法律家協会弁護士学者合同部会第42回定時総会は、様々な角度から原発の危険を指摘する声を無視して、「安全神話」を振りまきながら、住民の健康で文化的な生活を省みることなく、原発を建設し、その後も安全対策を怠った国と電力会社の責任を糾弾し、これは憲法25条に反する事態であることを指摘、原発被害の救済と原発に依らないエネルギー政策の確立を呼びかけた。

- 2 本年5月5日、北海道泊原発が停止することにより、全国で一基の原発も稼働していない状況が生じたことは、脱原発の世論と運動が生み出した重要な成果である。

しかし、民主党野田政権は、万余の人々が官邸を取り巻くという世論を無視して、大飯原発の再稼働に邁進している。また、6月20日には、原子力基本法が定める「原子力利用」の「安全確保」について、「我が国の安全保障に資する」ことを目的に追加する法改正を成立させ、「安全保障」を口実とした原発に関する情報公開の規制や原子力の軍事利用の懸念が指摘されている。

原発推進勢力の危険な巻き返しを許してはならない。

- 3 野田首相は、大飯原発の再稼働は「国民生活を守るため」と述べた。しかし、原発が「国民生活を守る」こととは裏腹の存在であることは歴史が示している。

1979年には国際自己評価尺度で「レベル5」の米スリーマイル島での事故、1986年には最悪とされる「レベル7」のチェルノブイリでの事故が発生し、1990年以降の10年間でみても、レベル2、レベル3の原子力事故が世界で30件ほど発生している。

日本でも、1991年には、関西電力の美浜原発2号機で「レベル2」の蒸気発生器伝熱細管破断事故が発生し、1995年には(旧)動力炉・核燃料開発事業団の「もんじゅ」ナトリウム漏洩事故(「レベル1」)が、1999年には茨城県東海村の核燃料加工工場「JCO」で「レベル4」の臨界事故が発生し、2011年3月11日には福島事故が発生してしまった。加えて、地震大国である日本においては、地震を契機とした原発事故の潜在的な危険性は突出している。

原子力には放射性廃棄物の処理問題がつきまとうが、この問題については、いずれの国によっても未だ根本的な解決の方法は確立されていない。

また、原子力発電を継続すれば、限りない費用を投下して核の暴発の危険に備えなければならぬ。福島事故以来、この危険に対する対策を求める世論は飛躍的に高まっており、もはや、この安全コストや廃棄物処理コストを考えれば、原子力発電には経済合理性も存在しない。

- 4 すでにスペインでは今から20年も前の1990年の「国家エネルギー計画」において風力

や太陽光発電の電力の固定買取制度を導入し、化石燃料の輸入に頼る電力政策と決別し、同時に、1994年には原発の新規建設は凍結された。もちろん、固定価格買取制も平坦な道でないことは確かであるが、人々の生活の安全と環境の維持に配慮した意思決定の結果であろうと思われる。同様の価値判断にたった政策はドイツにおいても採用されている。

そして、2011年3月11日の福島事故を受けて、ドイツやイタリアさらにはスイスなどのヨーロッパ諸国は、原発からの撤退を選択した。スイスの原子力発電に対する安全対策は非常にすぐれたものであり、福島事故以前から、たとえば「全電源喪失」についても、考えられるあらゆる対策を講じてきていた。しかし、そのスイスですら原発からの完全撤退を政策選択した。

- 5 青年法律家協会弁護士学者合同部会は、憲法25条が定める生存権擁護の旗をいっそう高く掲げ、原発からの撤退をめざし活動をすすめる。

2012年 7月 1日

青年法律家協会弁護士学者合同部会  
第 4 3 回 定 時 総 会